

保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子（案）

I. 適用除外関係

1 会社その他の事業者から除かれる者の範囲等

- (1) 保険業法（以下「法」という。）第二条第一項第二号ロに規定する会社その他の事業者から除かれる者で政令で定めるものは、法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業を行うことを目的とする会社その他の事業者（保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者を除く。）とする。
- (2) 法第二条第一項第二号ロに規定する政令で定める親族は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに二親等以内の血族及び姻族とする。

2 保険業の定義から除かれるもの

法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体が事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの
- 二 一の会社（外国会社を含み、法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業を行うことを目的とする会社（保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者を除く。）を除く。）及び当該会社の連結子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（「連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する連結子会社並びに同条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。）の役員又は使用人（役員又は使用人であった者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。以下同じ。）を相手方として行うもの
- 三 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法第三条第一項又は第二項に規定する国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。）の組合員（組合員であった者を含む。）が構成する団体（同一の任命権者により任用された組合員が構成する団体に限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの
- 四 国会議員（国会議員であった者を含む。）が構成する団体又は一の地方議会議員共済会（地方公務員等共済組合法第一百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。）の会員（会員であった者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの
- 五 一の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの
- 六 一の専修学校（学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。）、一の各種学校（学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校のうち、修業期間が一年以上であり、かつ、一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上である課程（「特定課程」という。）を有するものに限る。以下同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校においては特定課程を履修する生徒に限る。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの
- 七 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。以下同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその構成員を相手方として行うもの
- 八 一の学校等又は二以上の学校等（同一都道府県内の学校等又は同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が設置する二以上の学校等に限る。）の学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、後見人その他当該学生等の生計を主として維持する者をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手

方として行うもの

3 保険業の定義から除かれるもの

- (1) 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める人数は、千人とする。
- (2) 法第二条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 二以上の団体において、イに掲げる者同士又はイ若しくはロに掲げる者が同一の者である場合又は密接な関係（注）を有する者である場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの
 - イ 当該団体又はその代表者
 - ロ 当該団体から業務及び財産の管理の委託を受けた者又はその代表者
 - 二 二以上の団体が保険料として収受した金銭その他の資産を合同して運用し、又は引き受けた保険契約を合同して再保険に付している場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの
 - 三 再保険の引受けを行うもの
 - 四 百人以上の者を相手方とするものであって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 一の個人から一年間に収受する保険料（分割払いの保険契約又は保険期間が一年を超える保険契約にあつては、一年当たりの額に換算した保険料。ロにおいて同じ。）の総額が五十万円を超えるもの
 - ロ 一の法人から一年間に収受する保険料の総額が千万円を超えるもの

（注）上記3(2)一中の「密接な関係」は、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者の親族である関係
- 二 一方の者が他方の者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）又は使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係
 - イ 一方の者である次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該他方の者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。
 - (1) 当該一方の者
 - (2) 当該一方の者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。）
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族
 - (4) (2)に掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人（法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人をいい、当該関係親法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を一の法人又は当該法人及びその関係子法人（法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人をいい、当該関係子法人又は当該関係子法人及びその関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人を含む。）が保有している場合における当該法人を含む。）及びその役員
 - (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人及びその役員
 - (6) (5)に掲げる法人の関係子法人及びその役員
 - (7) (4)から(6)までに掲げる役員の子親族
 - ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、他方の者の役員又はその代表権を有する役員の過半数を占めていること。

Ⅱ. 保険期間

4 少額短期保険業に係る保険の保険期間

法第二条第十七項に規定する政令で定める期間は、一年（法第三条第五項第一号に掲げる保険にあつては、二年）とする。

Ⅲ. 保険金額

5 少額短期保険業に係る保険の保険金額

- (1) 法第二条第十七項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - 一 人の死亡（傷害を受けたことを直接の原因とするものを除く。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険 三百万円
 - 二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関する保険（三及び四に掲げるものを除く。） 六十万円
 - 三 法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち疾病にかかったことを原因とする重度の障害の状態に関する保険 三百万円
 - 四 法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち傷害を受けたことを原因とする重度の障害の状態に関する保険 六百万円
 - 五 法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関する保険 六百万円
 - 六 法第三条第五項第一号に掲げる保険 千万円
- (2) 少額短期保険業者が一の被保険者に係る二以上の保険契約を引き受ける場合においては、当該一の被保険者に係る上記(1)各号に掲げる保険の区分ごとのすべての保険金額の合計額は、それぞれの区分に定める金額を超えてはならない。
- (3) 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けるすべての保険契約に係る保険金額の合計額は、千万円を超えてはならない。

※ 法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率の低いものとして特別に規定する保険の保険金額等の特例的取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討。

※ 経過措置により、施行日から七年間、既存事業者で少額短期保険業者の登録を受けた者及び既存事業者から行政庁の認可を受けて保険契約の移転等を受けた者が引受けを行う（ただし、超過部分について、保険会社に再保険に付すことが必要。）ことができる保険金額の上限については、原則として、上記(1)各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額の五倍程度を予定し、引き続き検討。

Ⅳ. 少額短期保険業者が引き受けられない保険

6 少額短期保険業に係る保険から除かれる保険

法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

- 一 人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険
- 二 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険
- 三 法第百十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険
- 四 再保険
- 五 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨をもって表示されている保険

※ 保険金、返戻金その他の給付金の支払期間が一年を超える保険等の取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討。

V. 特定相互会社

7 特定相互会社

法第三十八条第一項に規定する政令で定めるものは、社員総数が五万人以下の相互会社とする。

8 特定相互会社の提案権に係る人数

- (1) 法第三十八条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一以上に相当する数又は五十名とする。
- (2) 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三以上に相当する数又は百五十名とする。
- (3) 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五以上に相当する数又は二百五十名とする。

VI. 小規模事業者

9 少額短期保険業者が収受する保険料の基準

法第二百七十二条第二項に規定する政令で定める基準は年間収入保険料（当該事業年度の前々事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料及び再保険返戻金（再保険に付した際に再保険会社から収受する手数料を含む。）の合計額から当該事業年度の前々事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した額をいう。）が五十億円であることとする。

VII. 会計監査人の設置

1 0 商法特例法第二条第二項の定款の定めが必要な少額短期保険業者の資本の額等

法第二百七十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める額は、三億円とする。

VIII. 最低資本金等

1 1 保険契約者等の保護のために必要な資本の額等

法第二百七十二条の四第一項第二号に規定する政令で定める額は、千万円とする。

IX. 供託

1 2 少額短期保険業者の供託金の額

法第二百七十二条の五第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 事業開始の日から最初の事業年度の終了の日後四月までの間 千万円
- 二 各事業年度（最初の事業年度を除く。）の開始の日以後四月を経過した日から当該各事業年度終了の日後四月を経過する日までの間 千万円に当該各事業年度の前事業年度の正味収入保険料に百分の五を乗じた額を加えた額

X. 一の保険契約者に係る保険金額の制限

1 3 一の保険契約者に係る保険金額

法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。ただし、当該一の保険契約者に係るすべての被保険者につき、一人当たりの上記5(1)各号に掲げる保険の区分ごとのすべての保険金額の合計額は、それぞれの区分に定める金額を超えてはな

らない。

※ 一の保険契約者について複数の被保険者がいる保険契約のうちの一部のものの特例的取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討。

X I. 登録手数料

1 4 登録手数料

法第二百八十一条に規定する政令で定める額は、少額短期保険募集人にあつては千五百十円とする。

X II. 登録手続

1 5 登録申請書の添付書類

法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 会社の登記事項証明書
- 二 事業計画書
- 三 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 四 取締役及び監査役（法第八条第二項に規定する委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）並びに保険計理人の履歴書
- 五 取締役及び監査役が法第二百七十二条の四第一項第十イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面
- 六 保険計理人が内閣府令で定める要件に該当することを証する書面
- 七 法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人の意見書
- 八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有する株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあつては、社員になろうとする者の名簿）
- 九 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 十 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類
 - ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類
 - ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

1 6 事業方法書の記載事項

- (1) 登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二条の二第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。
 - 一 事業を行う地域、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類区分
 - 二 支店、従たる事務所その他の施設の業務に関する事項
 - 三 登録申請者の委託を受けて当該登録申請者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の保険募集に係る権限に関する事項
 - 四 保険金額の引受限度額の管理に関する事項

- 五 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項
 - 六 保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料及びその他の返戻金の支払に関する事項
 - 七 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項
 - 八 保険の出再に関する事項
 - 九 保険契約の特約に関する事項
 - 十 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項
 - 十一 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項
- (2) 登録申請者は、少額短期保険業に係る業務又は事務を委託する場合には、前項各号に掲げる事項のほか、委託先及び当該業務又は事務の内容を記載しなければならない。

1.7 普通保険約款の記載事項

登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二条の二第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

- 一 保険金の支払事由
- 二 保険契約の無効原因
- 三 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由
- 四 支払うべき保険金の削減に関する事項
- 五 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期
- 六 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益
- 七 保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
- 八 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
- 九 保険契約を更新する時の保険料その他の契約内容の見直しに関する事項

1.8 保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項

登録申請者は、次に掲げる事項を、法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

- 一 保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。）に関する事項
- 二 責任準備金（法第二百七十二条の十八において準用する法第百十六条第一項の責任準備金をいう。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。）に関する事項
- 三 保険契約が解約された場合に返還すべき未経過保険料の計算の方法及びその基礎に関する事項
- 四 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項
- 五 予定損害率に関する事項
- 六 予定事業費率に関する事項
- 七 その他保険数理に関して必要な事項

1.9 純資産額の算出

- (1) 少額短期保険業者の純資産額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。
- 一 当該少額短期保険業者が子会社等を有する場合 当該少額短期保険業者の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額のうちいずれか低い方の金額
 - 二 前号以外の場合 当該少額短期保険業者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき

- 金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額
- (2) 前項の資産及び負債の評価は、計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。
 - (3) 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。
 - 一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額
 - 二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額
 - 三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価
 - 四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額
 - 五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足額を控除した金額
 - (4) 第一項各号に規定する負債の部に計上されるべき金額の合計額は、次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。
 - 一 法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五条第一項の価格変動準備金の額
 - 二 異常危険準備金の額
 - 三 少額短期保険業者である株式会社にあつては、契約者配当準備金の額
 - 四 少額短期保険業者である相互会社にあつては、社員配当準備金の額
 - 五 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額

XIII. 業務の範囲

20 関連業務

法第二百七十二条の十一第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 他の少額短期保険業者又は保険会社の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行
 - イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等
 - ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
 - ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
- ニ 保険募集を行う者の教育及び管理
- 二 他の少額短期保険業者又は保険会社のために行う保険募集

XIV. 運用の方法

21 少額短期保険業者が保険料として收受した金銭の運用の方法

- (1) 法第二百七十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金は、次に掲げる金融機関への預金（外貨建てのものを除く。）とする。
 - 一 銀行
 - 二 長期信用銀行
 - 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - 四 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 五 労働金庫及び労働金庫連合会
 - 六 農林中央金庫
- (2) 法第二百七十二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

- 一 地方債
 - 二 政府保証債
 - 三 証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券
- (3) 法第二百七十二條の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、元本の補てんの契約のある金銭信託（外貨建てのものを除く。）とする。

XV. 業務運営に関する措置

2 2 少額短期保険業者が講じなければならない業務運営に関する措置

少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三第二項において準用する第百條の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、保険期間の終了時に、保険料の計算の方法、保険金額その他金融庁長官が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置
- 二 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置
- 三 保険契約者に対して、前二号に定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得るための措置
- 四 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置
- 五 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置
- 六 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

2 3 社内規則等

少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十一の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

XVI. 業務報告書等の作成等

2 4 少額短期保険業者が作成する業務報告書等

- (1) 法第二百七十二條の十六第一項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別

紙様式（作成中）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

- (2) 法第二百七十二条の十六第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、少額短期保険業者である株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式（作成中）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。
- (3) 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該特定少額短期保険業者の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）
 - 二 当該特定少額短期保険業者の関連法人等（令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。）
- (4) 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の特定少額短期保険業者（資本の額又は基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が3億円以上の会社である少額短期保険業者をいう。）及びその子会社等の業務及び財産の状況について、少額短期保険業者である株式会社にあつては、中間営業概況書及び中間連結財務諸表、少額短期保険業者である相互会社にあつては、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式（作成中）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。
- (5) 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあつては、営業概況書及び連結財務諸表、少額短期保険業者である相互会社にあつては、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式（作成中）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。
- (6) 少額短期保険業者は、やむを得ない理由により(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する期間内に各項の業務報告書又は中間業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
- (7) 少額短期保険業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

XVII. ディスクロージャーの内容

2 5 業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等

- (1) 法第二百七十二条の十七において準用する法第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
 - 一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の組織
 - ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
 - i) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
 - ii) 各株主の持株数
 - iii) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
 - ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項
 - i) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）
 - ii) 各基金拠出者の基金拠出額
 - iii) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合
 - 二 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びに役職名
 - 二 少額短期保険業者の主要な業務の内容

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概況

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

i) 経常収益

ii) 経常利益又は経常損失

iii) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）

iv) 資本金及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）

v) 総資産額

vi) 責任準備金残高

vii) 有価証券残高

viii) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）

ix) 配当性向（株式会社である少額短期保険業者に限る。）

x) 相互会社にあつては、規則第二十七条の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合

x i) 従業員数

x ii) 正味収入保険料の額

ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表（作成中）に掲げる事項

四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び利益処分又は損失処理に関する書面（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面）

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条各号に掲げる額に係る細目として別表（作成中）に掲げる額を含む。）

ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

i) 有価証券

ii) 金銭の信託

ニ 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書）について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

- (2) 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所を除く。）とする。
- (3) 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類は、当該少額短期保険業者の事業年度経過後五月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- (4) 少額短期保険業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。
- (5) 少額短期保険業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理

由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- (6) 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした少額短期保険業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期をすることについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

XVIII. 契約者配当

2.6 契約者配当の計算方法

少額短期保険業者である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法
- 二 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法
- 三 その他前二号に掲げるものに準ずる方法

2.7 契約者配当準備金

- (1) 少額短期保険業者である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。
- (2) 少額短期保険業者である株式会社は、前項の契約者配当準備金に、次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならない。
 - 一 未払配当（契約者に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）
 - 二 翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

※ 上記2.6、2.7は少額短期保険業者である株式会社に係る規定であるが、同様に、少額短期保険業者である相互会社に係る規定も措置予定。

XIX. 価格変動準備金の積立て

2.8 価格変動準備金対象資産

法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、国債、地方債、政府保証債、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券及び子会社株式とする。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十項に規定するものは除くことができる。

2.9 価格変動準備金の計算

少額短期保険業者は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の対象資産の欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の対象資産の欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
国債及び上記2.1(2)各号	千分の〇・二	千分の五

に掲げる資産		
子会社株式	千分の一・五	千分の五十

3 0 価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等

- (1) 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類及びその附属明細書の作成）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類の作成等）（法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- (2) 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした少額短期保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

XX. 責任準備金の積立て

3 1 少額短期保険業者の責任準備金

- (1) 少額短期保険業者は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、責任準備金として積み立てなければならない。
 - 一 普通責任準備金 未経過保険料の金額（収入保険料を基礎として、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額。ただし、当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第百十七条第一項の支払備金をいう。）（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。）
 - 二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額及び保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額
 - 三 契約者配当準備金等 上記2 5の契約者配当準備金の額及びこれに準ずるもの
- (2) 前項第二号の異常危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、収入保険料によらず将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額については、少額短期保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(注) 上記(2)の異常危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準は以下のとおり。

1 異常危険準備金の積立基準

法第二百七十二条の二第二項第四号の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づく保険の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- 一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の〇・六を乗じて得た額
- 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
- 三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院日額が前事業年度末より増加して

いる場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額

四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院日額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額

五 火災リスク、自動車リスク、地震災害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入保険料に千分の三十を乗じて得た額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十七条の五第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合にあっては、算入限度額

六 その他のリスク（法第三条第四項第一号に掲げる保険（以下「第一分野保険」という。）及び同項第二号又は法第三条第五項第二号に掲げる保険（以下「第三分野保険」という。）） 当該事業年度の純保険料（前各号及び次号に掲げるリスクに係るものを除く。）の総額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の百五十を乗じて得た額

七 その他のリスク（法第三条第五項第一号に掲げる保険（以下「第二分野保険」という。）） 当該事業年度の正味収入保険料（前各号に掲げるリスクに係るものを除く。）に千分の三十を乗じて得た額

2 異常危険準備金の積立限度

異常危険準備金の積立は、算出方法書に基づく保険の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。

一 普通死亡リスク 危険保険金額に千分の〇・六を乗じて得た額

二 災害死亡リスク 災害死亡に係る危険保険金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額

三 災害入院リスク 災害入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額

四 疾病入院リスク 疾病入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額

五 火災リスク、自動車リスク、地震災害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度の正味収入保険料に一・六を乗じて得た額

六 その他のリスク（第一分野保険及び第三分野保険） 当該事業年度の純保険料（前各号及び次号に掲げるリスクに係る保険料を除く。）の総額に千分の百五十を乗じて得た額

七 その他のリスク（第二分野保険） 当該事業年度の正味収入保険料（前各号に掲げるリスクに係るものを除く。）に一・六を乗じて得た額

3 異常危険準備金の取崩基準

異常危険準備金は、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一 死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるとき

二 異常災害損失がある場合において、当該異常災害損失のてん補に充てるとき。

※ 既存事業者のための激変緩和措置（法附則第十六条第十八項の規定に基づく内閣府令）として、一定の経過措置による対応を認めるかについて、引き続き検討。

3.2 再保険契約の責任準備金等

少額短期保険業者は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一 保険会社

二 外国保険会社等

三 法第二百十九条第一項に規定する引受社員であって法第二百二十四条第一項の届出のあった者

四 外国保険業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であって業務又は財産の状況に照らして、当該再保険を付した少額短期保険業者の経営の健全性を損なうおそれがない者

XX I. 支払備金の積立て

3 3 支払義務が発生したものに準ずる保険金等

法第二百七十二の十八において準用する法第一百七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金等であつて、少額短期保険業者が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

3 4 支払備金の積立て

- (1) 少額短期保険業者は、毎決算期において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。
 - 一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等（当該支払義務に係る訴訟に係属しているものを含む。）のうち、少額短期保険業者が毎決算期において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額
 - 二 上記 3 3 に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について、その支払のために必要なものとして金融庁長官が定める金額
- (2) 上記 3 2 の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

※ 上記 3 4 (1) 二に規定する保険金等については、既存事業者のための激変緩和措置として、一定の経過措置規定を置くことを予定。

XX II. 保険計理人

3 5 保険計理人の関与事項

法第二百七十二の十八において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

- 一 保険料の算出方法
- 二 責任準備金の算出方法
- 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法
- 四 支払備金の算出
- 五 その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

3 6 保険計理人の要件に該当する者

法第二百七十二の十八において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、社団法人日本アクチュアリー会の正会員又は準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者とする。

※ 保険計理人の要件については、一定の経過措置規定を置くことを予定。

3 7 保険計理人の選任及び退任の届出

- (1) 少額短期保険業者は、保険計理人を選任したときは、遅滞なく、届出書に当該保険計理人の履歴書及び当該保険計理人が上記 3 6 に規定する要件に該当することを証する書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- (2) 少額短期保険業者は、保険計理人が退任したときは、遅滞なく、届出書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- (3) 少額短期保険業者は、保険計理人が二人以上となる場合は、前二項に規定する書類のほか、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面を添付しなければならない。

3 8 保険計理人の確認事項

法第二百七十二条の十八において準用する法第二百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかとする。

3 9 保険計理人の確認業務

保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百七十二条の十八において準用する法第二百二十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- 一 責任準備金が適正に積み立てられていること。
- 二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が適正に行われていること。
- 三 将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。

4 0 保険計理人意見書

- (1) 保険計理人は、定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、次に掲げる事項を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。

- 一 少額短期保険業者の商号又は名称及び保険計理人の氏名
- 二 提出年月日
- 三 保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項
- 四 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項
- 五 契約者配当準備金又は社員配当準備金への繰入れに関する事項
- 六 上記3 8の規定に基づく確認に関する事項
- 七 前四号に掲げる事項に対する保険計理人の意見

- (2) 保険計理人は、法第二百七十二条の十八において準用する法第二百二十一条第一項の規定により意見書を取締役に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

4 1 保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項の変更に係る保険計理人の意見書

法第二百七十二条の十九第二項に規定する意見書は、保険計理人が、あらかじめ、次に掲げる基準により、変更しようとする同項第四号に掲げる書類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められるかどうかについて確認し、その結果に基づき作成しなければならない。

- 一 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
- 二 その他金融庁長官が定める基準

XXIII. 財務の健全性の基準（支払余力基準）

4 2 健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等

- (1) 法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。
 - 一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）並びに法第七十七条第四項、第九十二条の二第六項及び第二百七十二条の十八において準用する第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで（研究費及び開発費、

新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金)の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額
 二 法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金の額

三 上記3 1 (1) 二の異常危険準備金の額

四 一般貸倒引当金の額

五 少額短期保険業者が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

六 少額短期保険業者が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

(2) 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

4 3 通常の予測を超える危険に対応する額

法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク(子会社等(法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。)への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ イからハまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。)に対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

4 4 早期是正措置命令

(1) 保険業法第二百七十二条の二十五第二項の規定に基づく命令(内閣府令・財務省令)を以下のとおり定めることとする。

一 法第二百七十二条の二十五第二項に規定する少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、下記(2)及び(3)に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		命令
非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	

	二〇〇パーセント以上	
第一区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。）の変更 五 事業費の抑制 六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第二百七十二条の十一第一項の規定により行う少額短期保険業に付随する業務、同条第二項ただし書の規定により内閣総理大臣の承認を受けた業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他金融庁長官が必要と認める措置

二 上記の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

三 上記の表中「契約者配当」とは、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。

四 上記の表中「子会社等」とは、法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。

- (2) 少額短期保険業者が、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該少額短期保険業者が従前に該当していた上記(1)の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該少額短期保険業者が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該少額短期保険業者について、当該区分に応じた命令は、当該少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該少額短期保険業者について、当該少額短期保険業者が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

- (3) 上記(1)の表の第二区分以外に該当する少額短期保険業者の貸借対照表の資産の部に計

上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条二十一項に規定するその他有価証券をいう。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。）が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該少額短期保険業者について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

- 一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額
- 二 動産不動産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額
- 三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

4 5 保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準

- (1) 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。

保険業法第百三十条第一号に掲げる額

二分の一×保険業法第百三十条第二号に掲げる額

- (2) 上記4 2 (1) 五に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、少額短期保険業者が有するその他有価証券の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。
- (3) 上記4 2 (1) 六に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五（ただし、少額短期保険業者が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。
- (4) 上記4 2 (1) 七に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。
 - 一 少額短期保険業者である株式会社にあつては、契約者配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）
 - 二 少額短期保険業者である相互会社にあつては、社員配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）
 - 三 将来利益（有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。） 直近の五事業年度の契約者配当準備金繰入額又は社員配当準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者配当準備金繰入額又は社員配当準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額
 - 四 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である会社（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあつては、零とする。）

$$A \times t / (1 - t)$$

この算式において、A及びtはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 次に掲げる区分に応じて計算した額

- イ 株式会社 貸借対照表の資本の部の利益剰余金の額から利益準備金、利益剰余金の処分として支出する額、利益準備金に積み立てる額及びこれに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。）
- ロ 相互会社 貸借対照表の資本の部の剰余金の額から損失てん補準備金、剰余金の処分として支出する額（社員配当準備金に積み立てる額を含み、社員配当平衡積立

金に積み立てる額を含まない。)、損失てん補準備金及び基金償却積立金に積み立てる額並びにこれに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。)

- t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。)の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定するものをいう。)

五 その他資本、基金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額

イ 負債性調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

- i) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- ii) 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- iii) 損失の補てんに充当されるものであること。
- iv) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

ロ 期限付劣後債務(契約時において償還期間が5年を超えるものに限る。)

- (5) 上記(4)第五号イ及びロに掲げるものの合計額については、上記4 2(1)第一号から第三号までに掲げるものの合計額(以下「算入限度額」という。)を限度として算入できるものとする。
- (6) 上記(4)第五号ロに掲げるもの(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。)については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。
- (7) 上記(4)第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還(以下「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である少額短期保険業者の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、上記(4)第五号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。
 - 一 当該償還等を行った後において当該少額短期保険業者が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を維持することができると見込まれるとき
 - 二 当該償還等の額以上の額の資本等の調達を行うとき
- (8) 上記(4)第五号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利(以下この項において「ステップ・アップ金利」という。)を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である少額短期保険業者が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。
- (9) 上記4 3第一号に規定する額(保険リスク相当額)は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 保険リスク相当額として別表第一に掲げる保険の種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算した額
 - 二 巨大災害リスク相当額として別表第三に掲げる保険の種類ごとの地震災害リスク相当額を合計した額と、同表に掲げる保険の種類ごとの風水災害リスク相当額を合計した額のうちいずれか大きい額
- (10) 上記4 3第二号イに規定する額(価格変動等リスク相当額)は、別表第四の区分によるリスク対象資産の額(貸借対象表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。
- (11) 上記4 3第二号ロに規定する額(信用リスク相当額)は、別表第五の区分によりリスク対象資産の額(貸借対象表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるランクは別表第六の定義によるものとする。
- (12) 上記4 3第二号ハに規定する額(子会社等リスク相当額)は、別表第七の区分によりリスク対象資産の額(貸借対象表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。

- (13) 上記4 3 第二号ニに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 再保険リスク相当額として別表第八に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額
 - 二 再保険回収リスク相当額として別表第九に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額
- (14) 上記4 3 第四号に掲げる（経営管理リスク相当額）額は、上記4 3 第一号及び第二号に規定するリスク相当額の合計額に、別表第十に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。
- (15) 上記4 3 に規定する各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。
- $$\text{リスクの合計額} = [(R_1)^2 + (R_2)^2]^{1/2} + R_3 + R_4$$
- 備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- R₁ 保険リスク相当額
R₂ 資産運用リスク相当額
R₃ 経営管理リスク相当額
R₄ 巨大災害リスク相当額

(別表第一)

リスクの種類	リスク対象金額		リスク係数	
普通死亡リスク	危険保険金額		0.06%	
災害死亡リスク	災害死亡保険金額		0.006%	
災害入院リスク	災害入院日額×予定平均給付日数		0.3%	
疾病入院リスク	疾病入院日額×予定平均給付日数		0.75%	
その他の第一・第三分野リスク	異常危険準備金積立限度額		100%	
	保険料基準	保険金基準	保険料基準	保険金基準
火災リスク	正味既経過 保険料	正味発生保 険金	12%	33%
自動車リスク			8%	14%
その他の第二分野リスク			17%	34%

備考

- リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。
- 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の三事業年度の平均値を使用することとする。
- 火災リスク、自動車リスク及びその他のリスクについては、保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

(別表第二)

$$\{(A + B + C + D + G)^2 + E^2 + F^2 + H^2\}^{1/2}$$

- A 普通死亡リスク相当額
B 災害死亡リスク相当額
C 災害入院リスク相当額
D 疾病入院リスク相当額
E 火災リスク相当額
F 自動車リスク相当額
G その他の第一・第三分野リスク（法第三条第四項第一号及び第二号又は同条第五項第二号に掲げる保険で、AからFまで及びHのリスクを除く。）相当額
H その他の第二分野リスク（法第三条第五項第一号に掲げる保険で、AからGまでのリスクを除く。）相当額

(別表第三)

保険の種類	地震災害リスク相当額		風水災害リスク相当額	
		推定正味支払保険金の算出方法		推定正味支払保険金の算出方法
火災保険 傷害保険 自動車保険 その他の保険	関東大震災が再来したときの推定正味支払保険金	地震災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額、被災率等に基づいて算出する。	昭和34年の台風第15号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が再来したときの推定正味支払保険金	風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額、被災率等に基づいて算出する。

(別表第四)

リスク対象資産	リスク係数
上記21(2)に掲げる資産	1%
不動産(国内土地)	5%

備考

- 上記21(2)に掲げる資産のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

(別表第五)

リスク対象資産の区分	リスク係数	
債券 預貯金	ランク1	0%
	ランク2	1%
	ランク3	4%
	ランク4	30%

備考

- 債券及び預貯金には、未収収益(未収利息)を含む。

(別表第六)

	発行体等
ランク1	a. 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. OECD諸国の中央政府及び中央銀行 c. わが国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 d. a～cに掲げる者の保証するもの
ランク2	a. ランク1のAに該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 c. 我が国及び外国の金融機関 d. BBB格相当以上の格付を有する者 e. a～dに掲げる者の保証するもの
ランク3	ランク1、2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先が発行体等のもの
ランク4	破綻先債権

	延滞債権 3か月以上延滞債権 貸付条件緩和債権
--	-------------------------------

(別表第七)

法人の分類		リスク対象資産の区分	リスク係数
子会社等	国内会社	株式	10%
	海外法人	株式	15%
国内会社及び海外法人にかかわらずランク4に該当する子会社等		株式	100%

(別表第八)

リスク対象金額	リスク係数
再保険に付したことにより積み立てないこととした責任準備金及び支払備金	1%

備考

- 保険の種類ごとに出再割合が50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を2%とする。

(別表第九)

リスク対象金額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）	1%

(別表第十)

対象会社の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している会社	3%
上記以外の会社	2%

(以上)